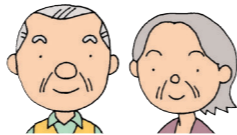


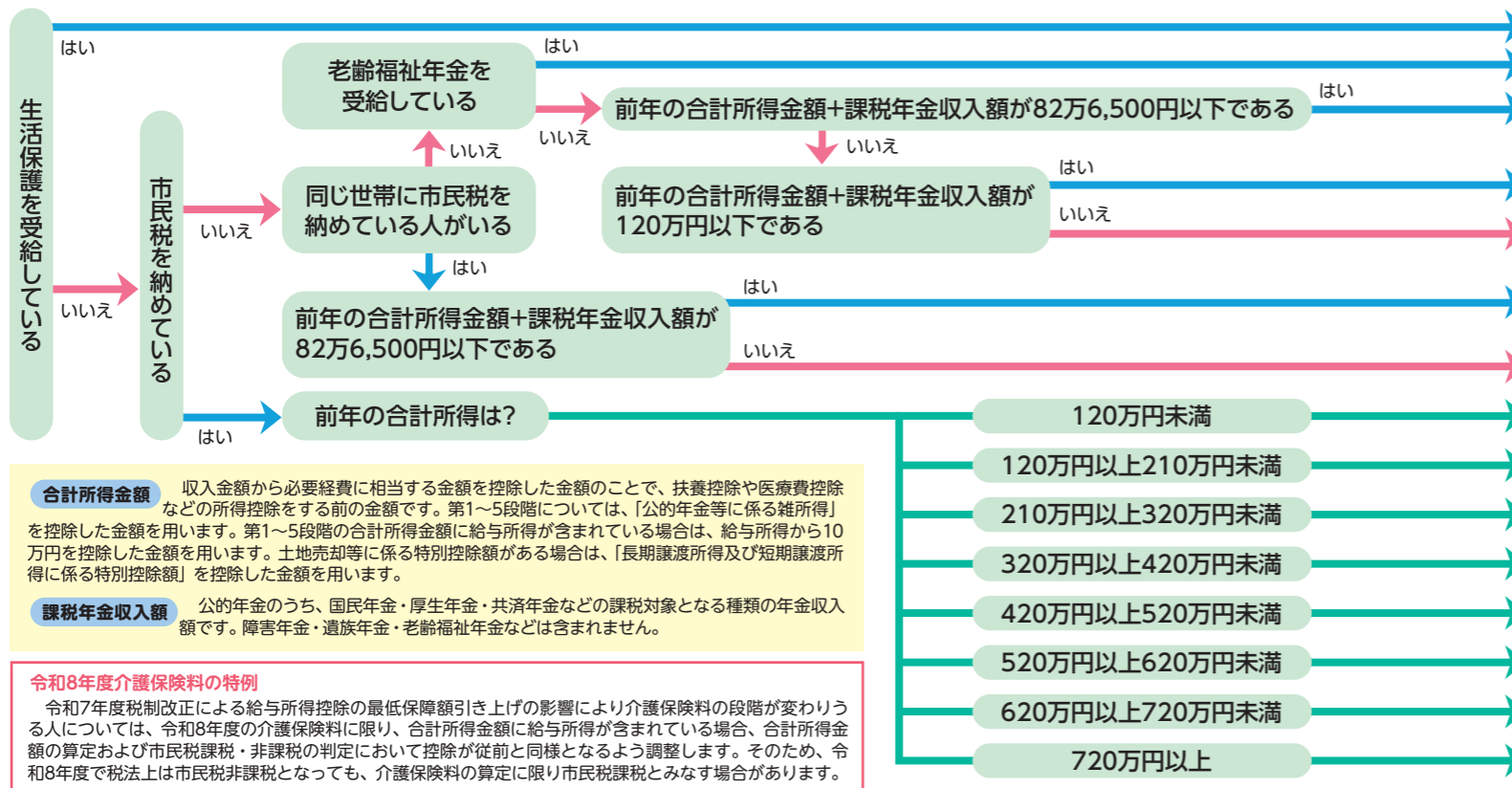
# 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

わたしたちの住むまちの介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担分を除く)の23%分に応じて、65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の基準額が決まります。

**決め方** その基準額をもとに、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別の保険料が決めます。



## あなたの所得段階は?



**合計所得金額** 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1~5段階については、「公的年金に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

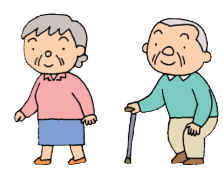
**課税年金収入額** 公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

**令和8年度介護保険料の特例**  
令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

# 65歳以上の人(第1号被保険者)の基準額

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{市区町村の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}} \div 12\text{か月}$$

市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なりますから、基準額も市区町村ごとに異なります。



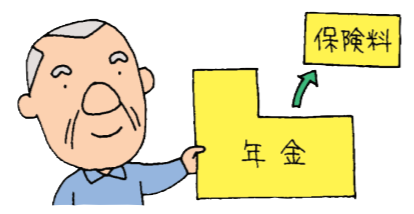
所得段階	対象者	保険料
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の者	1,653円 (×0.285)
第2段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円を超えて120万円以下の者	2,813円 (×0.485)
第3段階	●本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている者	3,973円 (×0.685)
第4段階	●本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の者	5,220円 (×0.9)
第5段階	●本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円を超えている者	5,800円 (基準額)
第6段階	●本人が市民税課税で合計所得金額120万円未満の者	6,960円 (×1.2)
第7段階	●本人が市民税課税で合計所得金額120万円以上210万円未満の者	7,540円 (×1.3)
第8段階	●本人が市民税課税で合計所得金額210万円以上320万円未満の者	8,700円 (×1.5)
第9段階	●本人が市民税課税で合計所得金額320万円以上420万円未満の者	9,860円 (×1.7)
第10段階	●本人が市民税課税で合計所得金額420万円以上520万円未満の者	11,020円 (×1.9)
第11段階	●本人が市民税課税で合計所得金額520万円以上620万円未満の者	12,180円 (×2.1)
第12段階	●本人が市民税課税で合計所得金額620万円以上720万円未満の者	13,340円 (×2.3)
第13段階	●本人が市民税課税で合計所得金額720万円以上の者	13,920円 (×2.4)

※保険料欄は、年間保険料を12で割り、1円未満の端数を四捨五入した金額を記載しています。

**納め方** 原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれています。第1号被保険者として納める保険料は、65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分からです。

**年金が年額18万円以上の人**  
(月額1万5,000円以上の人)

**特別徴収** で納めます。  
年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。



※老齢福祉年金等については、年金からの差し引きの対象となりません。

**年金が年額18万円未満の人**  
(月額1万5,000円未満の人)

**普通徴収** で納めます。  
送付される納付書にもとづき、介護保険料を市区町村に個別に納めます。

**口座振替が便利です**  
普通徴収の人には、手間がかからず便利で安心な口座振替がおすすめです。

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳の届け出印)

これらを持って市区町村指定の金融機関へ

## 特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は、前年度2月分の保険料額を納付します(仮徴収)。10・12・2月は、前年の所得をもとに年間の保険料を算出し、そこから仮徴収分を除いて調整された金額を納付します(本徴収)。

前年度			本年度					
10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
本徴収			仮徴収			本徴収		

原則として前年度2月分の保険料額を納めます。

前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

## 普通徴収の人は

保険料は、市区町村より送付されてくる納付書の納期にしたがって納付します。

年金額が年額18万円以上の人でも、こんなときは市区町村に個別に納めます。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき など

※年度途中でも、65歳になった人や、他の市区町村から転入してきた人などについては、すみやかに特別徴収へ切り替えられます。

保険料の決め方と納め方